



玉高 保健だより



令和4年12月23日（金）・群馬県立玉村高等学校 保健室 発行 No. 5

夏秋冬と季節を進めてきた2学期も、いよいよ終業式を迎えます。学校行事もほぼ予定どおりに実施することができ、たくさんの思い出を作ることが出来ましたね。長いと感じた人も多いと思いますが、生徒達が活躍した場面も数え切れないほど存在しています。様々な出来事とともに歩んだ2学期、そして一年を振り返り、冬休みは心も体もゆっくりと過ごしたいものです。どうぞ皆さん、よいお年をお迎えください。来年の始業式にまた元気な姿で3学期をスタートさせましょう。



お知らせ

12月に予定していた1年生対象の歯科衛生指導は、1月以降に変更になりました。詳細が決定しましたら、改めてお知らせいたします。

引き続き、感染症対策をお願いします

今冬は、報道にもあるとおり、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念されています。冬休み中も健康観察を行い、発熱や体調の変化を感じたら、早めに医療機関に相談しましょう。

なお、インフルエンザに罹患した際の「療養報告書」は、医師の診断のもと、保護者の方が記入することになっています。本校のホームページに様式が掲載されていますので、ご確認ください。



インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」

- * 「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。
- * 「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表



発症後日数	0 (発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例1 発症から1日目に解熱した場合	発熱	解熱							
例2 発症から2日目に解熱した場合	発熱		解熱						
例3 発症から3日目に解熱した場合	発熱			解熱					
例4 発症から4日目に解熱した場合	発熱				解熱				
例5 発症から5日目に解熱した場合	発熱					解熱			

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日（幼児にあっては3日）」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。

12/2救命救急法講習会が開かれました！



(講師：玉村町消防署 新井 久孔先生) (部活動の代表・生徒会・保健委員・教職員など多数の参加者が受講しました。)



(司会進行：保健委員 2年B組 今井・浅川)

今年度は、心肺蘇生法の習得の他、AED およびエピーペンの使用方法について学習しました。傷病発生時に迅速に行動できるように、真剣に講習会に臨むことができました。生徒の記録用紙には、今回学んだことについて、丁寧に記入がなされていました。



救命の連鎖

- 心停止の予防
- 早期認識と通報
- 一次救命処置
- 二次救命処置と心拍再開後の集中治療

玉村高校 AED 設置場所

- ◎体育館入り口
 - ◎職員室北側
- 本校は2台設置があります。是非、各自が確認しておいてください。



生徒の感想

- ・AED の使い方も難しいと思っていましたが、音声メッセージがあると聞いて安心しました。
- ・実際に緊急事態に遭遇した場合、講習会で学んだことを思い出しながら一人でも多くの命を救っていききたいと思いました。

(謝辞：保健委員 3年B組 蔵内)

